

令和2年8月19日

静岡市長 田辺 信宏 様

地方独立行政法人
静岡市立静岡病院評価委員会
委員長 藤本 健太郎

業務実績評価に関する意見書

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）に係る令和元年度における業務の実績に関する評価について、静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例（平成26年条例第119号）第2条第2号の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

1 法人の業務の実績に関する評価について

法人の令和元年度業務実績報告書の27の小項目のうち、本評価委員会として、

- (1) 「第2-1（2）救急医療、（3）感染症医療、（6）高度医療・専門医療」の3項目については、「年度計画の所期の目標を上回る成果が得られている」とするS評価に値すると判断する。

これらは、いずれも静岡市の医療を牽引してきた静岡病院の中核をなすものであり、まず「救急医療」については、救急搬送患者数、重症患者受入実績、さらには清水区の救急医療体制をカバーするなど、特筆すべきものがある。

次に「感染症医療」についてであるが、昨今の新型コロナ禍にあって県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、患者の受入れ及び医療行為のみならず、他病院への情報提供や、広く市民、県民への啓発活動を行うなど、その重責を見事に果たしていると認められる。

最後に「高度医療・専門医療」については、従来から「心臓・血管疾患」の分野で特段の功績をあげており、ハード・ソフトの両面にわたり、常に先進医療の提供に努力している点を評価する。

- (2) 「第2-3(4) 接遇に対する職員の意識向上」、「第3-3(1) 働き方改革への取組」の2項目については、法人の自己評価どおりの「年度計画の所期の目標を下回っている」とするB評価が妥当であると判断する。

「接遇に対する職員の意識向上」については、患者満足度が目標値を下回ったが、より詳細に改善点を把握し、研修内容に盛り込んでいくなど、今後も継続して意識向上に努めていくことが望まれる。

また、「働き方改革への取組」については、医師の時間外勤務について、変形労働時間制の活用や宿直業務体制の見直しなど改善努力が認められるものの、今後も、国等の動向を踏まえ、長時間労働の是正に努めていくことが必要である。

- (3) 「第3-1(3) 市民との協働による病院運営の実施」の小項目については、ボランティアとの協働による活動実績は計画の水準を達成していると認められるものの、障害者雇用について目標に達しなかったことから、法人の自己評価はA評価であったが、B評価「年度計画の所期の目標を下回っている」とすることが適当である。

以上のとおり、前記(3)以外の小項目の26項目については、S評価が3項目、A評価が21項目、B評価が2項目とする法人の自己評価どおりの評価とすることが適当である。

2 その他

第2期中期計画の実現に向けて、以下の事項について、今後の更なる取組に期待したい。

- (1) ケアマネジャーとの連携について

医療と介護との連携において、患者の通院時や在宅医療への移行等の際には主治医とケアマネジャーとの情報共有が大切であるため、より一層、ケアマネジャーとの連携に努めることを希望する。

- (2) 患者等からの意見等の対応状況の周知について

患者等からの意見や要望の対応状況の周知として、院内掲示の方法の見直しやホームページへの改善事例の掲出など、より積極的に患者等に応えるための取組を行っていくことが必要である。

(3) 病院内の案内表示の工夫について

病院内の案内表示は、子どもや高齢者にも伝わるよう、シンプルで、よりわかりやすい表現のものに工夫することを希望する。

(4) 新型コロナ禍での経営について

令和2年2月以降、新型コロナ禍というこれまで我々が経験したことのない災厄に見舞われ、患者数の減少などの診療実績の悪化に影響したものの、診療報酬請求事務の強化などによる収入の確保、電力などの経費の節減に努めた結果、経常収支は昨年度より減少したものの19百万円の黒字を達成したことは評価に値する。

令和2年度の経常収支は、より一層新型コロナ禍の影響を受けることが予想されるため、今後も、継続した収益向上に係る取組に期待したい。

以上